質問第二四号

証券取引所が定める約定取消し制度の法的根拠及びサイバー攻撃による不正注文への同制度の適用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月六日

石垣　のりこ

参議院議長　関口昌一　殿

証券取引所が定める約定取消し制度の法的根拠及びサイバー攻撃による不正注文への同制度の適用に関する質問主意書

金融商品取引所においては、成立した有価証券の売買について、一定の要件の下で約定を取り消す制度（以下「約定取消し制度」という。）が設けられている。しかし、一旦成立した売買を事後的に取り消すことは、取引当事者の権利義務に重大な影響を及ぼすものであり、その法的根拠及び適用範囲は明確でなければならない。

とりわけ、サイバー攻撃によって証券取引に関わるシステムが不正に利用され、特定の銘柄について株価を意図的に高騰又は暴落させることを目的とした大量の注文が出された場合、当該注文によって成立した売買を取り消すことができるのかという問題がある。誤発注等を想定した既存の約定取消し制度が、このような事態にも対応できるのかについて、法令上の根拠及び同制度の適用範囲を明らかにする必要がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）その他の法令において、一旦成立した有価証券の売買について、金融商品取引所がその成立後に当該売買を取り消し、又は当該売買が初めから成立しなかった

とみなすことができる旨を直接定めた規定は存在するか示されたい。存在する場合には、その法令名、条文及び規定の内容を示されたい。

二　金融商品取引法第百十七条第一項第九号その他の同法の規定は、金融商品取引所が、約定取消し制度を業務規程に定めることの法的根拠となるか、政府の見解を示されたい。また、同法が法的根拠とならない場合、金融商品取引所が業務規程に約定取消し制度を設けることができるとする法的根拠及びその権限の範囲を示されたい。

三　不正アクセスによって証券取引に関わるシステムが利用され、特定の銘柄について株価を意図的に高騰又は暴落させることを目的とした大量の買い注文又は売り注文が出された結果、売買が成立した場合、金融商品取引所は、当該注文によって成立した売買を取り消すことができるのか、政府の見解を示されたい。取り消すことができる場合には、その法的根拠及び取消しの要件を示されたい。取り消すことができない場合には、その理由を示されたい。

四　金融商品取引所の業務規程等に定める約定取消し制度は、誤発注等を想定したものであるが、不正アクセスによって大量の注文が出され、株価を意図的に高騰又は暴落させることによって成立した売買につい

ても、同制度の適用対象となるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。